

令和5年度 一般会計歳出 第4款1項4目 12節(1) 横浜セールス強化事業
令和5年度 一般会計歳出 第11款1項1目 12節(1) 委託料 費用

受付 番号	種 目 番 号	連 絡 先	委託担当
	—		にぎわいスポーツ文化局観光振興課 担当者名 <small>あだち</small> 安達 電 話 671-4248

設 計 書

1 委 託 名 令和5年度横浜市観光入込客に対する移動手段についての
実態・ニーズ調査業務委託

2 履 行 場 所 調査地点及びにぎわいスポーツ文化局観光振興課

3 履行期間 期間 契約締結日から令和6年3月29日(金) 17:00まで
又は期限 期限 年 月 日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 _____

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要
(1) 観光入込客への対面アンケート調査の実施
(2) 調査実施にかかる許可申請、調査地点への協力依頼
(3) 調査結果の集計、分析
(4) 実施報告書等の作成

8 部 分 払

す る (回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 額	¥ _____
内 訳 業 務 価 格	¥ _____
消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
①業務企画費		1	式			
②調査票作成費		2	言語			
③調査実施費		1	式			
④アンケート謝 礼品		500	個			
⑤集計・分析費		1	式			
⑥報告書作成		1	式			
⑦事業管理費	10%	1	式			
小計						
消費税	10%					
合計						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

令和5年度横浜市観光入込客に対する移動手段についての
実態・ニーズ調査業務委託仕様書

1 件名

令和5年度横浜市観光入込客に対する移動手段についての実態・ニーズ調査業務

2 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日(金)17:00まで

3 業務目的

「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、令和7年度に訪日外国人旅行者数が令和元年の3,188万人を超えることを、訪日外国人旅行消費額は令和元年の4.8兆円を超える5兆円を早期に達成することを目標に掲げ、インバウンド回復戦略の一環として、「国家戦略特区においては、過疎地域等における訪日外国人旅行者をはじめとする観光旅行者を中心とした運送需要に対応するため、自家用自動車の活用を図る」こととしている。

横浜市では、「横浜市中期計画2022～2025」において令和7年の観光入込客数3,791万人、国際会議参加者総数27.4万人を目標に掲げ、観光・MICEの振興に取り組んでいる。

更なるインバウンド需要の喚起を図るためには、多様化する訪日外国人旅行者のニーズに応える移動手段の確保が必要である。

については、本市としても、国内外から横浜市内を訪れる観光入込客に対して移動手段に関する実態・ニーズを把握し、観光産業の振興を図るための施策立案の基礎資料として活用する。

4 用語の定義

(1) 観光

余暇、ビジネス、その他の目的のため、横浜市内で継続して1年を超えない期間の旅行をし、また滞在する人々の諸活動とする(ただし、交通機関の乗務、通勤や通学、転居のための片道移動、出稼ぎを除く。)

(2) 観光地点

観光・ビジネスの目的を問わず、観光客を集客する力のある施設またはツーリズム等の観光活動の拠点となる地点を意味し、日常的な利用、通過型の利用がほとんどを占めると考えられる地点は対象としない。

(3) 観光入込客

横浜市内へ旅行し、そこでの滞在が報酬を得ることを目的としない者とする。本業務では、観光地点及びイベント、宿泊施設(以下、「観光地点等」という。)を訪れた者を観光入込客とする。

(4) 訪日外国人客

本業務では、観光入込客のうち、日本以外の国に居住し、観光地点等を訪れた者を訪日外国人客とする。

(5) 国内客

本業務では、観光入込客のうち、日本に居住し、観光地点等を訪れた者を国内客とする。

5 委託業務概要

国内外から横浜市内を訪れる観光入込客に対して移動手段に関する実態・ニーズを把握することを目的として、観光入込客への対面アンケート調査を行うこと。

調査結果を集計することと併せて、設問間でのクロス集計を行った分析を行うこと。

(1) 調査手法

対面での聞き取り調査とし、調査対象者の回答を調査員が記入すること。

(2) 調査日

- ・下記の調査対象及びサンプル数を満たすよう、調査に必要な日数を設定すること。
- ・具体的な日程は委託者と協議の上決定すること。

(3) 調査地点

国内外から横浜市内を訪れる観光入込客に対して移動手段に関する実態・ニーズを定量的に把握できるよう、市内の観光地点等のうちから調査地点を市と協議のうえ設定すること。

(4) 調査対象及びサンプル数

- ・国内外から横浜市内を訪れる観光入込客
- ・国内客200サンプル以上、訪日外国人客200サンプル以上＝計400サンプル以上
- ・訪日外国人客については、国籍別のサンプル数の基準は設定しない
- ・日本国内に居住している外国人は対象外とする
- ・調査対象が大人数のグループに集中することで、サンプルの偏りや、回収票数が少なくなることがないように配慮すること

(5) 調査項目

- ・調査項目数は全部で8項目とする。
- ・調査項目については委託者が日本語で提供する。

(6) 調査票

- ・調査票の形式は指定しない。
- ・調査票の必要数は受託者が準備すること。

(7) 使用言語

日本語及び英語

(8) 謝礼品

- ・アンケート協力者全員に対して、謝礼品を提供すること。
- ・謝礼品の内容については事前に委託者と調整のうえ、受託者が必要数を準備すること。

・なお、謝礼品は 500 個準備することとする。

(9) 調査実施にかかる許可申請、調査地点への協力依頼

- ・調査地点への協力依頼及び調査実施のための具体的な日時等の連絡・調整は受託者が行うこと。また、調整を行った上で変更等がある場合は、委託者へ報告をすること。
- ・道路や公園使用の申請は受託者が行うこととし、受託者は申請手続きにかかる日数を考慮したうえで、調査日程の調整を行うこと。
- ・道路や公園など使用許可が必要な場所での調査を行う場合は、許可証の写しを携帯し、管理者から求められた場合は提示すること。

(10) 調査員

- ・調査員の確保は受託者が行うこと。

(11) 新型コロナウイルス感染症の流行を受けた対応

- ・厚生労働省が示す感染予防対策に基づき、調査員及び調査対象者の感染予防に十分配慮すること。

(12) 調査実施時の注意点

- ・調査実施にあたっては、各地点の責任者と、全体を監督する統括責任者を設置する。
- ・調査時に必要となる備品は受託者が準備すること。
- ・受託者は、調査日前には週間天気予報等での情報収集を行い、観光地点等で観光入込客が流動しない状況(荒天等)と判断した場合には、調査日の変更等を委託者へ協議すること。
- ・サンプル数を確実に確保するため、予備日についても考慮し、人員を確保すること。

6 報告書等の作成・提出について

(1) 実施計画書

受託者は調査実施前に実施計画書を作成し、委託者の承認を受けること。計画書には以下の事項を記載すること。

- －調査手法
- －調査日・時間(予定)
- －調査地点(予定)
- －アンケート回収数(予定)
- －調査対象の国内客/訪日外国人客の別
- －体制図(集計・分析の体制含む)
- －調査票の内容
- －謝礼品
- －その他、委託者が必要と認める事項

(2) 集計結果

- ・調査実施後、単純集計結果がまとめ次第、随時、委託者に集計データを提出すること。

・データの形式はMicrosoft Excel とする。

(3) 最終報告書

・調査の最終的な集計・分析内容について報告書を作成し、委託者に提出すること。

・最終報告には、集計結果(単純集計及びクロス集計)、集計結果の分析と考察を盛り込み、報告書の内容は委託者と協議すること。

・報告書データの形式はMicrosoft Excel、Microsoft PowerPoint、Microsoft Wordのいずれかとする。

・カラーで作成可とするが、色分けしたグラフ等はモノクロ印刷でも識別できるよう表現の工夫をすること。

7 納品について

(1) 納品物

・最終報告後、次のものを納品すること

1	報告書	3部	・カラー印刷
2	業務実施にあたり疑義又は考え方の確認、協議があった場合、その事項等をまとめたもの	1部	・データ(Microsoft Word)
3	報告書及び分析データ(Microsoft Word、Excel、PDF)と各種ローデータを収めた電子媒体1枚	1枚	DVDまたはCD-Rに保存し、提出すること

(2) 履行期限

2024年3月29日(金)17:00までとする。

(3) 履行場所

調査地点及びにぎわいスポーツ文化局観光振興課

8 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項について

本業務にあたっては、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。

9 個人情報の取扱いについて

本業務中に、目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

また、本業務中に知り得た個人情報等(写真含む)の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

10 業務進行上の注意

- (1) 受託者は、常に委託者と密接な連携を図り、本市の意図について熟知の上、作業に着手し、効率的進行に努めなければならない。
- (2) 詳細事項及び内容に疑義を生じた場合、並びに業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打合せを行い、その指示又は承認を受けること。
- (3) 本業務における法令や計算の根拠、外部資料、及びデータの出典などは全て明確にしておくこと。
- (4) 本業務に関して必要となる備品類等は受託者が準備すること。
- (5) 本業務に関するデータは原則として委託者に帰属する。
- (6) 本業務で委託者が提供したデータは、全て返却すること。
- (7) 本業務の履行に係る成果物(印刷物等)の所有権は全て委託者に帰属する。
- (8) 成果物が著作権法(昭和45年法律第48条)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下、「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利)を当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (9) 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。